

Press Release プレスリリース

(特活) アフリカ日本協議会、(特活) 日本国際ボランティアセンター、ATTAC Japan、No! to landgrab, Japan、モザンビーク開発を考える市民の会

日本の政府開発援助/ODA「プロサバナ」事業の対象地住民 11 名（小農男女）による JICA への異議申立が本審査に進む

2017 年 7 月 21 日

本年 4 月 27 日、事業対象地住民 11 名（小農男女）が、日本の ODA による「プロサバナ事業（ナカラ回廊農業開発マスタープラン策定支援プロジェクト ProSAVANA-PD）」に対する異議申立を行いました（JICA 受付 5 月 16 日）。

7 月 3 日まで行われた 3 名の審査役（松下和夫・京都大学名誉教授、金子由芳・神戸大学大学院教授、早瀬隆司・長崎大学大学院教授）による予備審査の結果、本審査に進んだことが分かりました。

* 下記に、申立書原文（ポルトガル語）、JICA による日本語訳、検討結果が掲載。

https://www.jica.go.jp/environment/present_condition_moz01.html

これは、JICA 環境社会配慮ガイドラインの異議申立制度¹に基づいたもので、2010 年の制度開始から 6 件目の申立となり、本審査に進んだ 2 件目の事例となりました²。

<https://www.jica.go.jp/environment/objection.html>

申立書には、これまでの経緯が詳細に記載されており、今回の異議申立内容が、モザンビーク政府による人権侵害だけでなく、JICA 理事や事業担当者・契約コンサルタントを含む JICA の職員・関係者並びに組織的なガイドライン違反に関するものであったことを知りました。

これらの点は、これまで日本の NGO から繰り返し指摘してきましたが、改善されることなく、むしろ JICA の関与が深まる形で悪化の一途を辿り続け³、日本の国会でも繰り返し議論されています⁴。結果として、地域住民が身の危険を侵してまでも、異議申立をしなければならぬ事態に陥ったことについて、深く落胆しています。

私たち日本の NGO は、この異議申立が JICA の職員・関係者・組織に対するものが中心となっていることを受け、また審査制度が JICA から完全に独立する形で設計されていないことを踏まえ、本審査が独立性・公平性・中立性が担保された形で厳選・公正に進められるよう JICA に要請していきます。また、勇気をもって異議申立者を行った人びとの人権と安全が確保されるよう求めます。

詳細は、添付（下記の URL）の JICA 理事長宛「要請文」（2017 年 7 月 21 日提出）をご参照ください。

<http://mozambiquekaiatsu.blog.fc2.com/blog-entry-260.html>

¹ <https://www.jica.go.jp/environment/guideline/>

² 2014 年のミャンマーティラワ経済特区 http://www.mekongwatch.org/resource/news/20160629_01.html

³ 詳細は、次のサイトをご覧ください。 <http://www.ngo-jvc.net/jp/projects/advocacy/prosavana-jbm.html>

http://www.ajf.gr.jp/lang_ja/ProSAVANA/

<http://mozambiquekaiatsu.blog.fc2.com/>

⁴ <http://mozambiquekaiatsu.blog.fc2.com/blog-category-10.html>